



NTTデータグループの 完全子会社化について

2025年 7月 23日

◆ NTTグループ中期経営戦略（2023年5月公表）

基本的な考え方

NTTは挑戦し続けます
新たな価値創造と
地球のサステナビリティのために

~ Innovating a Sustainable Future for People and Planet ~

取り組みの柱

1. 新たな価値の創造とグローバル
サステナブル社会を支えるNTTへ
 - 社会・産業のDX/データ利活用の強化
 - データセンターの拡張・高度化 等
2. お客様体験（CX）の高度化
3. 従業員体験（EX）の高度化

NTTデータグループが取り組む事業をNTTグループ成長の原動力と位置づけ
より機動的な成長投資を行い、事業のポートフォリオを強化

◆ 現状のNTTとNTTデータグループの資本関係の課題

- ① 親子上場に伴う利益相反
- ② 複雑な意思決定プロセス
- ③ 経営資源投下に伴う双方株主への説明責任

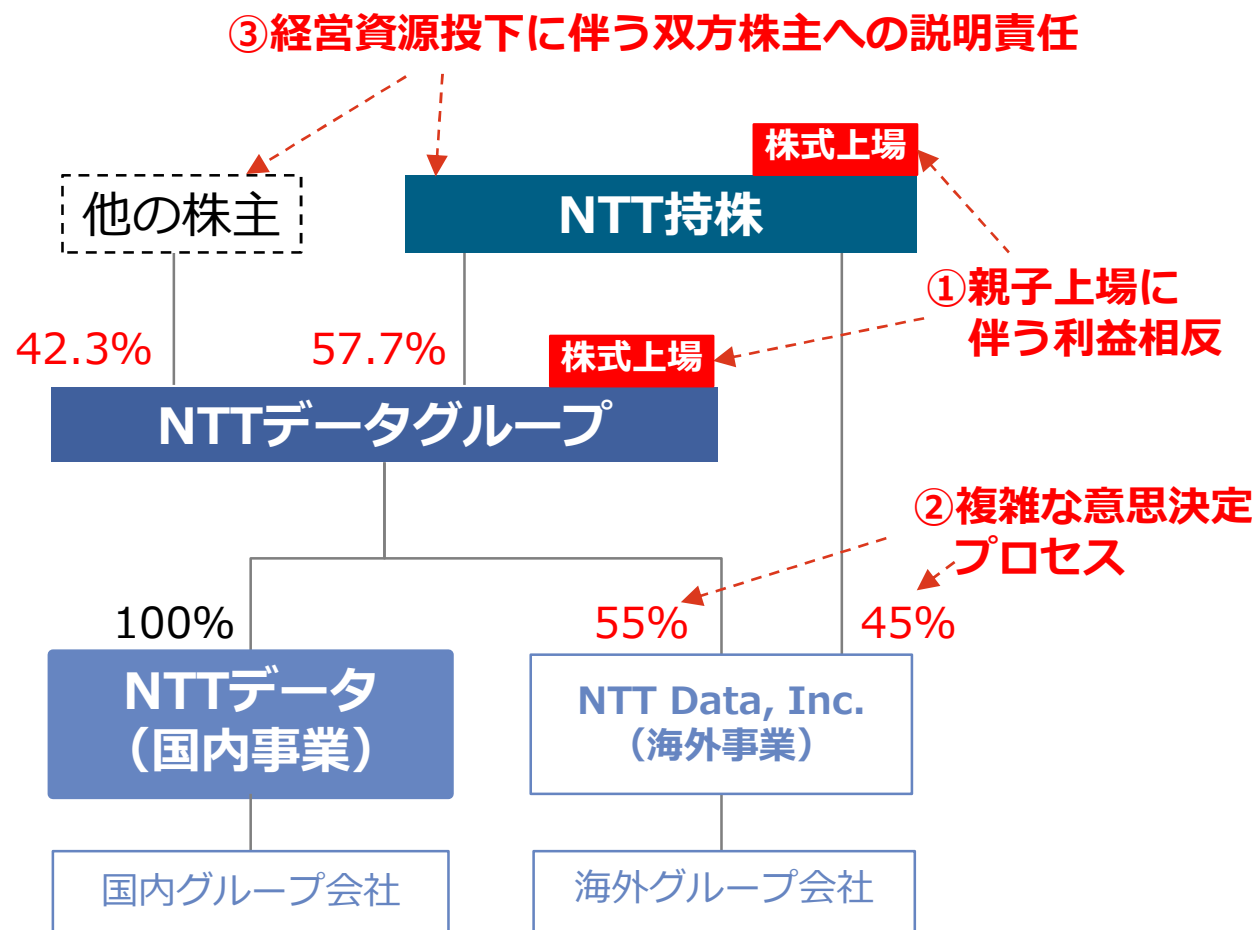


完全子会社化により課題を克服

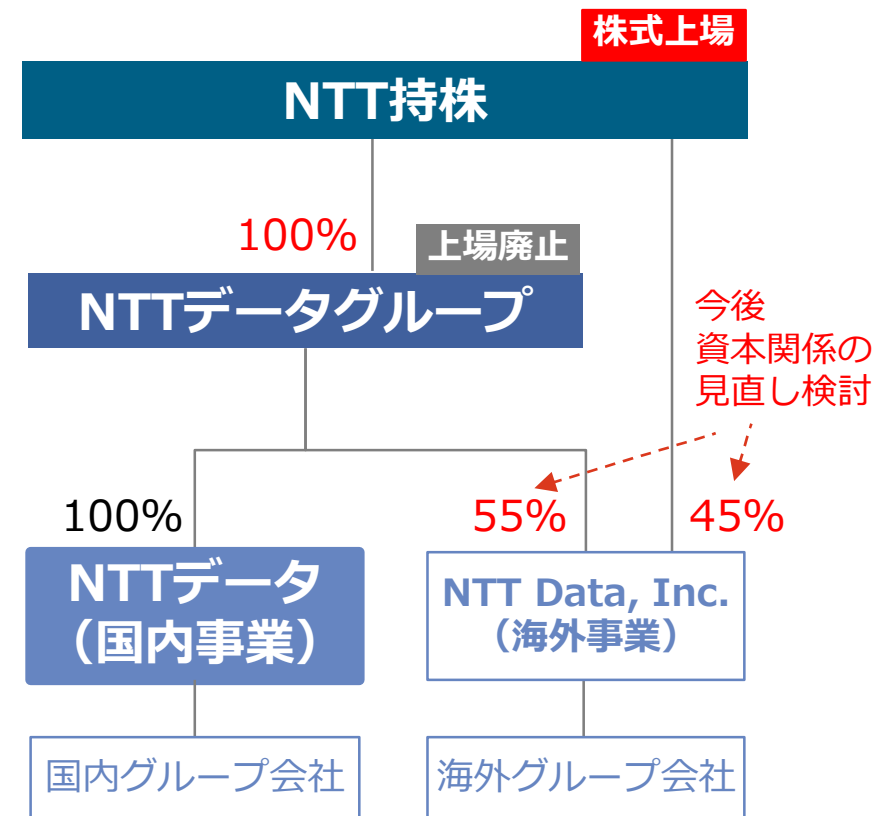
(参考) 現状のNTTとNTTデータグループの資本関係の課題



＜現状（株式公開買付前）＞



＜完全子会社化後＞



◆ NTTデータグループ完全子会社化の目的

- ✓ 意思決定プロセスの一元化により、NTTデータグループがNTTグループのグローバル・ソリューション事業における中心的な役割を担う体制を構築
- ✓ 急速な環境変化に対応した機動的な成長投資により、NTTデータグループの成長を通じたNTTグループ全体の成長をさらに加速

- NTTデータグループの株式について、公開買付けが成立
3億3680万株の応募があり、議決権所有割合は81.75%

＜公開買付けの概要＞

買付け期間	5月9日（金）～ 6月19日（木）
買付け価格	1株あたり4,000円

- 8月下旬を目途にNTTデータグループ臨時株主総会を開催して株式併合等の決議を行い、完全子会社化に向けた手続きを進めていく予定

- **すでに過半数の株式を保有していたNTTデータグループの完全子会社化が直接、公正競争に与える影響はないと認識（参考1）**
- **分社時に公表した「公正競争条件への配慮事項」について、必要な項目はすべて法定化等の整備が進んでおり、それらの公正競争条件を遵守していく（参考2）**
- **ソリューション市場において、NTTデータのシェアは11%と市場支配的地位になく、またNWサービスのコモディティ化が進む中、SIerは顧客ニーズに応じて複数のキャリア・サービスから都度最適なものを選択する必要があることから、NTTデータに電気通信市場に対する影響力はないと認識（参考3）**



ルール整備が進んだことやソリューション市場の特性を踏まえれば、今回の完全子会社化が電気通信市場の公正競争に与える影響はないと考える

(参考 1) 完全子会社化が公正競争に与える影響

- 以下の観点から、すでに過半数の株式を保有していたNTTデータグループの完全子会社化が直接、公正競争に与える影響はないと認識している
 - 独禁法における企業結合審査は、同一企業集団内において結合関係の形成・維持・強化が起こったとしても、他の企業集団数の変動等はなく、市場支配力には影響せず、結果、ユーザ利便を損なうものではないものとして取り扱われているものと認識
 - 現に、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針では、「従来から結合関係にあったものが合併して単に組織変更したにすぎない場合などについては、市場における競争への影響はほとんどない」とされている

委員限り

(参考2) 分社時に公表した「公正競争条件への配慮事項」

- NTTデータ分社時（1988年4月）に、当時の郵政省答申等の外部環境を踏まえ、**公正競争に影響を及ぼしうる行為を行わないこと（下記①～④）と、その実効性を高めるための手段（下記⑤）を自ら宣言したが、その後、必要な項目はすべて法定化等の整備が進んでいる**

公正競争条件の配慮事項（1988年）

①回線設備の公平な提供

…回線提供にあたって、NTTデータグループを有利に扱わない

②共同資材調達禁止

…NTTとNTTデータグループは共同資材調達を行わない

③在籍出向の禁止

…NTTからNTTデータグループへの社員の移行は転籍で行う

④取引条件の公平性の確保

…NTTとNTTデータグループの間において行われる取引は、他の第三者と同等の取引条件により行う

⑤出資比率の低下

…新会社株式の上場等の機会をとらえ出資比率を低下させる

現在

データ分社後に法定化等で確保済み

1997年：一種指定設備規制（事業法33条）

2001年：禁止行為規制（事業法30条）

2020年：共同調達に関する指針

2025年事業法改正にて法定化済み

・禁止行為規制（事業法31条）

①～④の担保措置の側面を有する項目であり、上記のとおり、ルール化された現在において、維持する必要性は薄れている

(参考3) 国内ITサービス市場の市場シェア

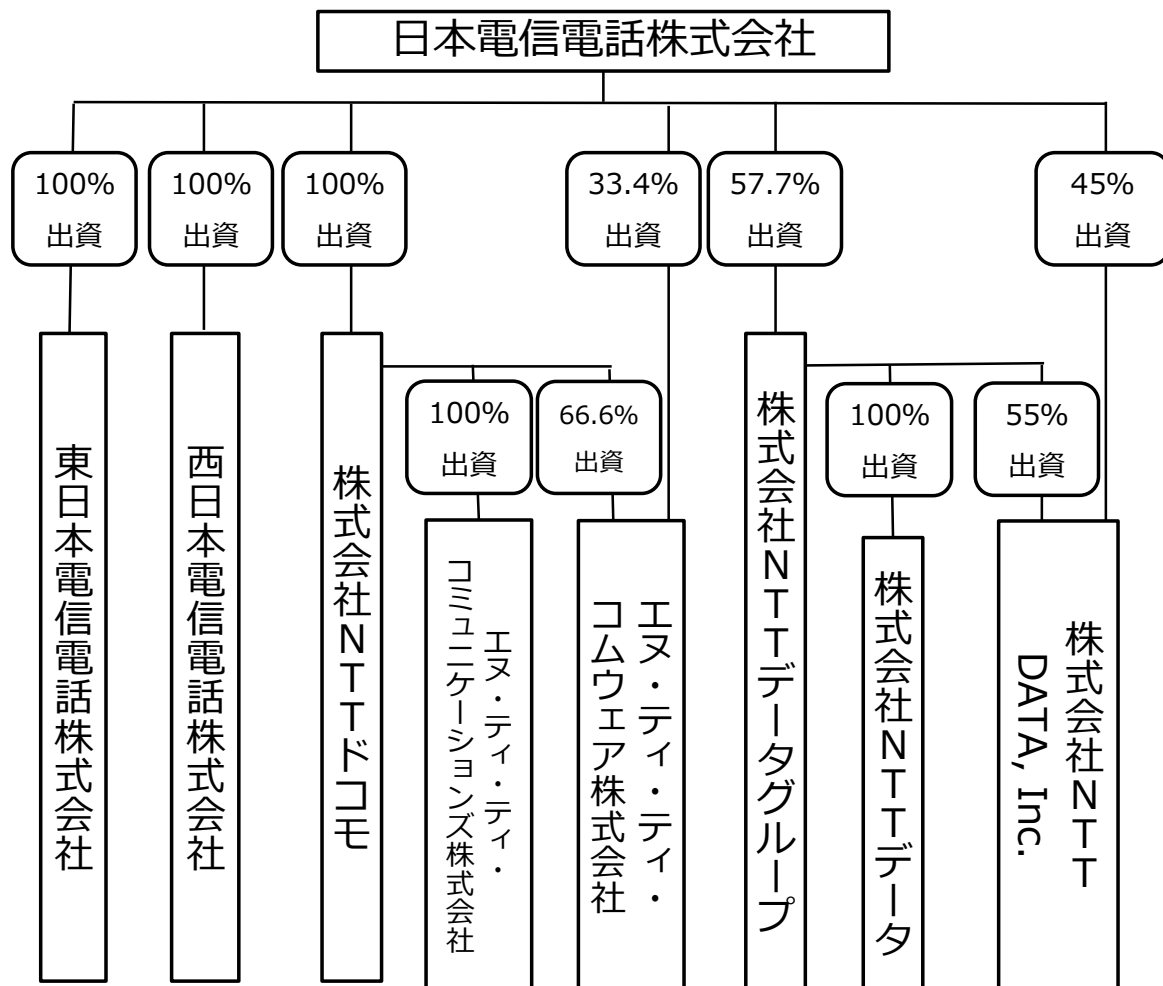


- NTTデータについて、ソリューション市場全体のシェアは11%に留まっており、競合他社ともシェアは拮抗していることから、市場支配的な地位にはない。 委員限り

(参考) NTTグループの体制

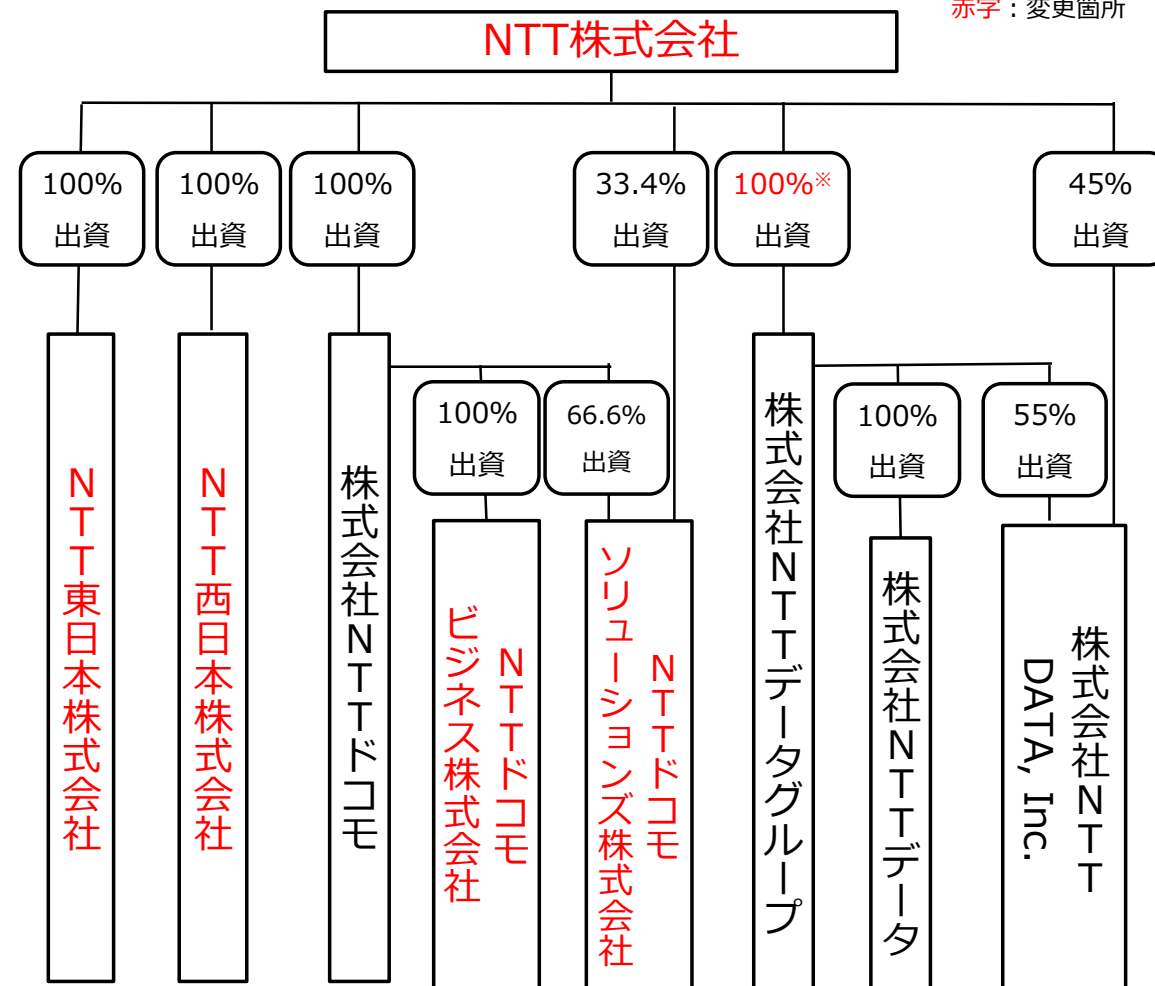


～2025.6



2025.7～

赤字：変更箇所



※NTTデータグループ完全子会社化が完了した場合の出資比率を記載